令和5年度 集団指導資料

(介護予防) 通所リハビリテーション

别册



令和6年3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

令和5年度集団指導資料 通所リハビリテーション (別冊) 目 次

令和6年3月25日:岡山ふれあいセンター 大ホール

1	令和6年度介護報酬改定における改定事項について・・・・・・・・1
2	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(令和6年6月改正)
3	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(令和6年6月改正)・・・・・・・・・36
4	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について・・・・・・・40
5	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の 留意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
6	厚生労働大臣が定める基準・・・・・・・・・・・・・・・74
7	厚生労働大臣が定める施設基準・・・・・・・・・・・・88
8	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について ・・・・・・・・90
9	通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
10	リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
11	科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について・・・・・・・・・・・・・152
12	介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の 提示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・163
13	令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)・・ 176
14	処遇改善加算等に関するQ&A(第1版)・・・・・・・・・・・ 194
15	介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について ・・・・・・・・・・・・・・201

16	通所介護費等における所要時間の取扱いについて・・・・・・・・・・ 2	212

17 令和6年度介護報酬改定を踏まえた科学的介護情報システム(LIFE)の対応について

社会保障審議会 介護給付費分科会(第239回)

令和6年1月22日

参考資料 1

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり・・・・・	106
4. 制度の安定性・持続可能性の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
5. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	148
各サービスの基本報酬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
各サービスの改定事項(再掲)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。 詳細については、関連の省令・告示等を御確認ください。※通知以下の改定事項は現時点の案。

※各改定事項概要欄の上部に、対象サービスを記載(介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記)しています。

各改定事項概要欄に【省令改正】と記載のある事項は令和6年1月15日に諮問・答申済みとなります。

<u>▶1. 地域包括ケアシステムの深化·推進</u>

- 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
- 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- 4. 制度の安定性・持続可能性の確保
- 5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

1.(2)② 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の 通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション】

○ 豪雪地帯等において、積雪等のやむを得ない事情の中でも継続的なサービス提供を行う観点から、通所介護費等 の所要時間について、利用者の心身の状況(急な体調不良等)に限らず、積雪等をはじめとする急な気象状況の悪 化等によるやむを得ない事情についても考慮することとする。【通知改正】

算定要件等

○ 現行の所要時間による区分の取扱いおいては、現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容の通所介護等を行うための標準的な時間によることとされているところ、実際の通所介護等の提供が計画上の所要時間よりも、やむを得ず短くなった場合には計画上の単位数を算定して差し支えないものとしている。

上記「やむを得ず短くなった場合」には、当日の利用者の心身の状況に加えて、<u>降雪等の急な気象状況の悪化等</u> により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合</u>も該当する。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を 算定すること。

11

1.(2)③ 通所リハビリテーションにおける機能訓練事業所の共生型サービス、 基準該当サービスの提供の拡充

概要

【通所リハビリテーション★】

○ 障害福祉サービスとの連携を強化し、障害者の身体機能・生活能力の維持・向上等に関する自立訓練(機能訓練)を拡充する観点から、通所リハビリテーション事業所において、共生型自立訓練(機能訓練)又は基準該当自立訓練(機能訓練)の提供が可能となることを踏まえ、自立訓練(機能訓練)を提供する際の人員及び設備の共有を可能とする。【通知改正】

12

1.(3) ⑧ 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化

概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

○ 退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の 従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後のリハビリテーションを提供する際に、 リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等 を入手し、内容を把握することを義務付ける。【省令改正】

基準

<運営基準(省令)>

○ サービス毎に、以下を規定(通所リハビリテーションの例)

医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。



入院中に リハビリテーション を実施した医療機関









リハビリテーション 事業所

リハビリテーション

実施計画書等の提供

【リハビリテーション実施計画書等】 入院中に実施していたリハビリテーションに関わる情報、 利用者の健康状態、心身機能・構造、活動・参加、 目標、実施内容、リハビリテーション実施に際しての注意点等

リハビリテーション 実施計画書等の入手 ・内容の把握

1.(3) 9 退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進

概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

○ 退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

退院時共同指導加算 600単位/回(新設)

算定要件等

(訪問リハビリテーションの場合)

- 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、<u>退院時共同指導※</u>を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。(新設)
 - ※ 利用者又はその家族に対して、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させることをいう。

1.(5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務 継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策 定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> なし <改定後>

業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、 各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所 定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合 (新設)
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

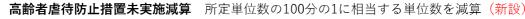
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>

<改定後>

なし



※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 (新設)
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

ا ا

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を 周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、 指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の 事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体 制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、 指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講 じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - · 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って はならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならないこと。

51

- 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
- - ▶ <u>2. 自立支援•重度化防止に向けた対応</u>
 - 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
 - 4. 制度の安定性・持続可能性の確保
 - 5. その他

各サービスの基本報酬

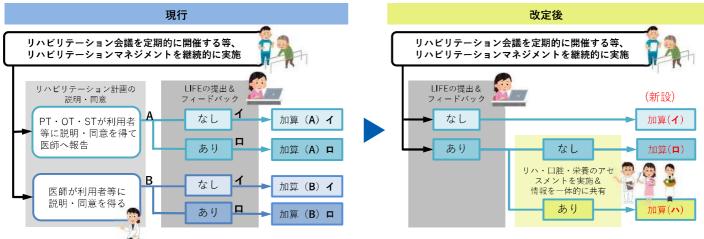
各サービスの改定事項(再掲)

概要

【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

- リハビリテーション・口腔・栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、以下の要件を満たす場合を評価する新たな区分を設ける。
 - ア 口腔アセスメント及び栄養アセスメントを行っていること。
 - イ リハビリテーション計画等の内容について、リハビリテーション・口腔・栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じて LIFEに提出した情報を活用していること。
 - ウ 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係 職種に対し共有していること。

また、報酬体系の簡素化の観点から、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算(B)の要件について新規区分とし、加算区分を整理する。【告示改正】



※医師が利用者に説明し同意を得た場合は上記に加えて評価

64

2.(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進③

単位数

<u></u> 通所リハビリテーション

) <現行>

リハビリテーションマネジメント加算(A)イ

同意日の属する月から6月以内560単位/月,6月超240単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(A)口

同意日の属する月から6月以内593単位/月,6月超273単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(B)イ

同意日の属する月から6月以内 830単位/月,6月超 510単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ

同意日の属する月から6月以内863単位/月,6月超543単位/月

<改定後>

リハビリテーションマネジメント加算(イ)

同意日の属する月から6月以内560単位/月,6月超240単位/月リハビリテーションマネジメント加算(口)

同意日の属する月から6月以内593単位/月,6月超273単位/月廃止

廃止

リハビリテーションマネジメント加算(ハ) (新設)

同意日の属する月から6月以内793単位/月,6月超473単位/月

※医師が利用者またはその家族に説明した場合 上記に加えて270単位 (新設・Bの要件の組み替え)

算定要件等

○ 通所リハビリテーション

<リハビリテーションマネジメント加算(イ)> 現行のリハビリテーションマネジメント加算(A)イ と同要件を設定。

<リハビリテーションマネジメント加算(ロ)> 現行のリハビリテーションマネジメント加算(A)ロ と同要件を設定。

- <リハビリテーションマネジメント加算(ハ)> (新設)
 - ・リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件を満たしていること。
 - ・事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ・利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること。
 - ・利用者ごとに、言語聴覚士、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。
 - ・利用者ごとに、関係職種が、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
 - ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。
- <リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合>
 - ・現行の(B)の医師の説明に係る部分と同要件を設定。

通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント

- リハビリテーションマネジメントは、調査、計画、実行、評価、改善(以下、「SPDCA」という)のサイクルの構築を通じて、心身機能、活動、参加にバランス良く働きかけるリハビリテーションが提供できているか、継続的に管理することにより、質の高いリハビリテーションの提供を目指すものである。
- 介護報酬においては、基本報酬の算定要件及び各加算において評価を行っている。

基本報酬



医師の詳細な指示

- リハビリテーションの目的に加え、以下のいずれか1以上の指示を行う
- ・開始前、実施中の留意事項・中止基準
- 負荷量等

継続利用時の説明・記載

医師が3月以上の継続利用が必要と判断 ⇒計画書に以下を記載し、説明を行う

- ・継続利用が必要な理由・具体的な終了目安
- ・その他のサービスの併用と以降の見通し



計画の進捗状況の確認・計画の見直し

- ・初回評価はおおむね2週間以内
- ・以降は概ね3月ごとに評価
- ・必要に応じて計画を見直す



居宅訪問

利用開始から1月以内に、利用 者の居宅を訪問し、診療・検査 等を行うよう努める

/[\

他事業所との連携

(イ)の要件

ケアマネジャーを通じて、その他の サービス従業者に、リハビリテーショ ンの観点から、日常生活上の留意点、 介護の工夫などの情報を伝達する。

リハビリテーションマネジメント加算



リハビリ<u>テーション会議</u>

以下の頻度でリハビリテーション会議を開催し、計画を見直す

・利用開始から6月以内 : 1月に1回以上・利用開始から6月超 : 3月に1回以上



指導・助言

介護の工夫に関する指導、日常生活上の留意点を助言する

・他サービスの従業者と居宅を訪問し、従業者に対して行う

・居宅を訪問し、家族に対して行う



ケアマネジャーへの情報提供



説明と同意

(口)の要件



~

口腔アセスメント

(八)の要件



栄養アセスメント



<u>リハ・口腔・栄養の</u> 情<u>報活用</u>

67

2.(1)③ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る 一体的計画書の見直し

概要

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老 人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能 訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目の整理するとともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。

2.(1)⑥ 訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し

概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

○ 訪問リハビリテーション事業所を更に拡充する観点から、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった ときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。また、介護保険法第72条第1項による通 所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設 及び介護医療院については、当該事業所の医師の配置基準について、当該施設の医師の配置基準を満たすことを もって基準を満たしているものとみなすこととする。【省令改正】

基進

○ 訪問リハビリテーション事業所、介護予防訪問リハビリテーション事業所のみなし指定が可能な施設

<現行> 病院、診療所

<改定後>

病院、診療所、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>

人員配置基準について、以下の規定を設ける

(訪問リハビリテーションの場合)

指定訪問リハビリテーション事業所が、みなし指定を受けた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、当 該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、訪問リハビリテーション事業所の医師の配置基準を満たしている ものとみなすことができる。

71

2.(1)⑧介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価

概要

【介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション】

- 介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質を評価し、適切なサービス提供とする観点から、以下の見直しを行う。 利用開始から 12 月が経過した後の減算について、拡大を行う。ただし、定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテー ション計画の見直しを行い、LIFE ヘリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けて PDCA サイクルを推進する場合 は減算を行わないこととする。
 - 要介護認定制度の見直しに伴い、より適切なアウトカム評価に資するようLIFE ヘリハビリテーションのデータ提出を推進すると ともに、事業所評価加算の廃止を行う。【告示改正】

単位数

○ 利用開始日の属する月から12月超

<現行>

介護予防訪問リハビリテーション 5 単位/回減算

介護予防通所リハビリテーション 要支援1 20単位/月減算 要支援 2 40単位/月減算

<改定後>

要件を満たした場合 減管なし(新設) 要件を満たさない場合 30単位/回減算 (変更)

要件を満たした場合 減算なし(新設) 要支援1 要件を満たさない場合

120単位/月減算(変更)

要支援 2 240 単位/月減算 (変更)

○ 事業所評価加算

介護予防訪問リハビリテーション 120単位/月 介護予防通所リハビリテーション 120単位/月

<改定後> (廃止) (廃止)

算定要件等

- 利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所(訪問)リハビリテーションを行う場合の減算を行わない基準(<mark>新設</mark>)
- 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を 構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見 直していること。
- 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報 その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

2.(1) ⑪ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し①

概要

【通所リハビリテーション】

- リハビリテーションマネジメントを実施する体制等が充実している事業所を評価する観点から、事業所規模別の 基本報酬について、以下の見直しを行う。
 - ア 通常規模型、大規模型 (Ⅰ)、大規模型 (Ⅱ)の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、 大規模型の2段階に変更する。
 - イ 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - i リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%を超えていること。
 - ii リハビリテーション専門職の配置が10:1以上であること。【告示改正】

単位数



2.(1) ⑪ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し②

算定要件等

- 通常規模型、大規模型(I)、大規模型(II)の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、 大規模型の2段階に変更する。
- 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の80%を超えていること。
 - ・ 利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10:1以上であること。

現行 改定後 リハビリテーションマネジメント加算を算定している利用者が80%以上 リハビリテーション専門職の配置が $oldsymbol{10:1}$ 以上 基本報酬の 基本報酬の 条件を満たした場合 単位数 単位数 通常規模型と同等の評価 361~1325 357~1300単位※ 366~1369 353~1282 369~1379 単位※ 単位* 単位* 単位* 通常規模型 大規模型 | 大規模型Ⅱ 大規模型 (新) 通常規模型 延べ利用者数 900 750 延べ利用者数 750

※ 利用時間、要介護度毎に設定

2.(1) ⑫ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

概要

【居宅介護支援、介護予防支援、(訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★)】

○ 退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する。【通知改正】

算定要件等

○ 居宅介護支援等の具体的取扱方針に以下の規定を追加する(居宅介護支援の例)※赤字が追記部分

<指定居宅介護支援の具体的取扱方針>

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため,利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については,意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。

また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。(後略)

78

2. (2)② 通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)の見直し

概要

【通所リハビリテーション】

○ 通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)について、利用者の居宅における入浴の自立への取組を促進する観点から、入浴介助加算(Ⅱ)の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。

加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算(II)の算定要件に係る現行の Q&A や留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する。【告示改正】

算定要件等

<入浴介助加算(Ⅱ)>(入浴介助加算(Ⅰ)の要件に加えて)

- ・ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士者しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。
- ・ 当該事業所の理学療法士等が、医師等との連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室 の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。<u>ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリ テーション計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。</u>
- ・ 上記の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。)<u>又は利用者の居宅の状況に近い環境(利用者の居宅の 浴室の手すりの位置、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置するこ</u> とにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。)で、入浴介助を行うこと。